



「カエル、かわいいネ」

に合わせた人間的な触れ合いを大切に
し、それぞれの子供に合った教材、教
具を工夫して、子供が生き生きと活動
できるよう導いていくことが大切であ
ろう。

また、教師と子供の人間的な触れ合
い以外に、子供同士のかかわりの中
でも子供は、様々なことを影響しあい、
学びあえる。しかし、重度・重複障害
児の場合、教師と子供のかかわりを深
めることを十分に行わなければならな
いと思う。

私なりの重度・重複障害児教育につ
いての大きな考え方を述べてみたが
実際の指導では、まだまだ理想通り
はいかないが、少なくとも学習時にお
いて子供が自ら生き生きと活動して

れるときというのは、今までの経験で
はまず、教師と子供の温かい触れ合
いが保たれている場合であり、子供の能
力や興味に合った教材・教具を適切に
与えることができたときであった。ま
た、子供が与えられた課題について、
自らの力を精一杯発揮し、やり遂げた
ときであった。

このようなときの子供の目の輝きの
すばらしさはもちろんのこと、時によ
っては、普段あまり使わない手を無意
識のうちに動かしていたり、ほとんど
発語のない子供の言葉が聞かれたり
というような思いがけない結果が得られ
たこともある。

このように、まず、子供が生き生き
とした気持ちで学習できる人間的な環
境をつくることと、できるだけ、自然
に遊んでいるような学習形態をとり、
思わず何かができるようになってしま
うような指導を工夫していくことが重
度・重複障害児教育において大切なこ
とであると思う。

今後、微力ながら、出会いのもてた
子供たちの幸せにつながる教育ができ
るよう日々の努力を怠らず、また、決
して、自己満足で終わってしまうこと
のないよう謙虚に日々の活動を大切に
していきたい。

ある失敗

福島県立須賀川養護学校

教諭 石井康子

昭和四十八年十一月二十日付け、政
令第三百三十九号をもって「学校教育
法中養護学校における就学義務及び養
護学校の設置義務に関する部分の施行
期日を定める政令」が制定された。こ
れまでは、「障害が重い」ということ
が就学義務の猶予、免除措置の正当な
理由として通用してきたが、この政令
が転機となつて、学校教育が重度・重
複障害児への義務制化にそつて動きだ
すとともに、保護者からの要望もさら
に強まってきた。

私の仕事場である須賀川養護学校若
草学級は、そうした子供たちを対象と
して昭和四十九年度に開設された。

当時の担当者は、手引き書もなく、
嵐の海に小舟をこぎだすような苦勞を
し、そうした中で重度・重複障害児に
関する教育的対処の基本となる考えを
つかみとってきたようである。

私は、二年前、本校に赴任した。そ
のとき担当した子供の一人がT子だつ
た。T子は、「トランポリンに乗る」
「おじいさんやって」など言葉で要
求する子であったが、トランポリンは
A室の小型のもの以外はうけつけな

った。

そこで、B室の大型トランポリンに
も同じように乗れるようにしようと思
えて、T子の好きな歌をうたってやり
ながら、B室へ移動し、機をうかがい
つつ乗せようと試みるが、きまって泣
きさけび、暴れるという状態を繰り返
す日々が続いた。

同僚から「そんなに無理をしなくて
も……」という意見もだが、私には
T子との心の交流があり、強い信頼関
係で結ばれているという確信があつて
あえてこの試みを続けた。それからし
ばらくたつて、B室に入ると泣くこと
もあつたT子が、泣きもせず、暴れも
せず、トランポリンに横たわつて笑
みを浮かべる日がやってきた。私とし
て、苦勞のしがいがあつた。と内心う
れしさをおさえることができなかつ
た。一年近く費やしたのである。

しかし、この行動拡大の成功のよ
ろこびもつかのま、親しい同僚から「ほ
くはチンパンジーと話ができる」(亀
井一成、PHP、一九七六)を読ん
で、と手渡されたのである。

読みはじめて、すぐ、ハッとする情
景の記述にでくわした。動物園に象の
飼育係として採用され、初仕事で、購
入した象を駅から動物園へ移す仕事だ
つた。「(飼育主任の)松村さんは、
私に象を乗せた貨車が東灘駅に到着す
る日と時間を告げ、駅で待つように言
い残して(象の積み荷先きの)金沢へ
発って行った。……約束の時間に駅へ